

# 高校生の不登校・中途退学の現状等

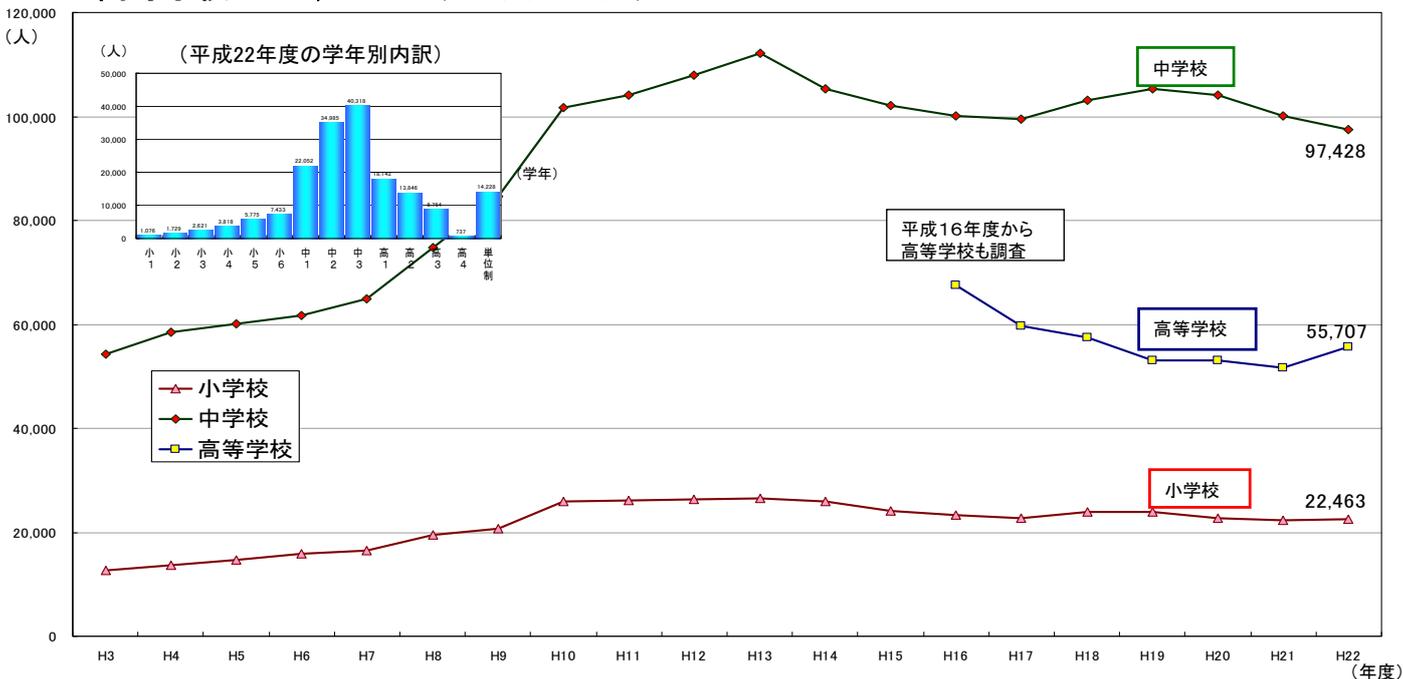
## 不登校児童生徒数

平成22年度：168,055人(前年度174,160人)

小学校： 22,463人 (311人に1人)

中学校： 97,428人 (37人に1人)

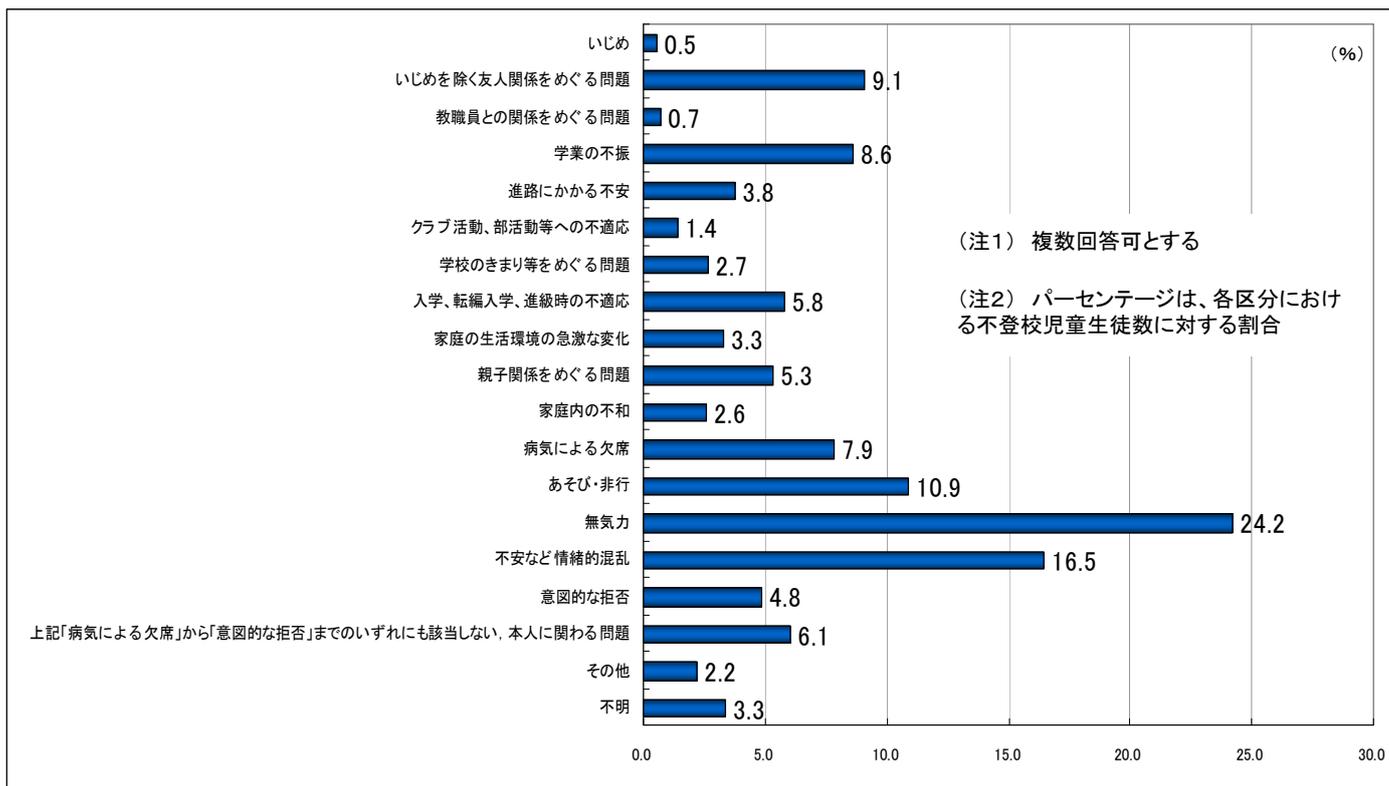
高等学校： 55,707人 (60人に1人)



(注) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

# 不登校となったきっかけと考えられる状況

## 高等学校における不登校となったきっかけと考えられる状況の割合(国公私)



文部科学省 「平成22年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果

## 課程・学年別不登校生徒数

- 定時制の不登校率が非常に高い。また、学年制に比べて単位制の学校の不登校率は高くなっている。
- 学年別の不登校率では、課程や学科に関係なく、1年生が一番高くなっている。

	全日制		定時制		計	
	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)
1年生	14,988	1.4	3,154	15.6	18,142	1.7
2年生	12,210	1.2	1,636	10.9	13,846	1.4
3年生	7,640	0.8	1,114	8.8	8,754	0.9
4年生	-	-	737	9.0	737	9.0
単位制	4,081	1.8	10,147	16.9	14,228	4.9
計	38,919	1.2	16,788	14.5	55,707	1.7

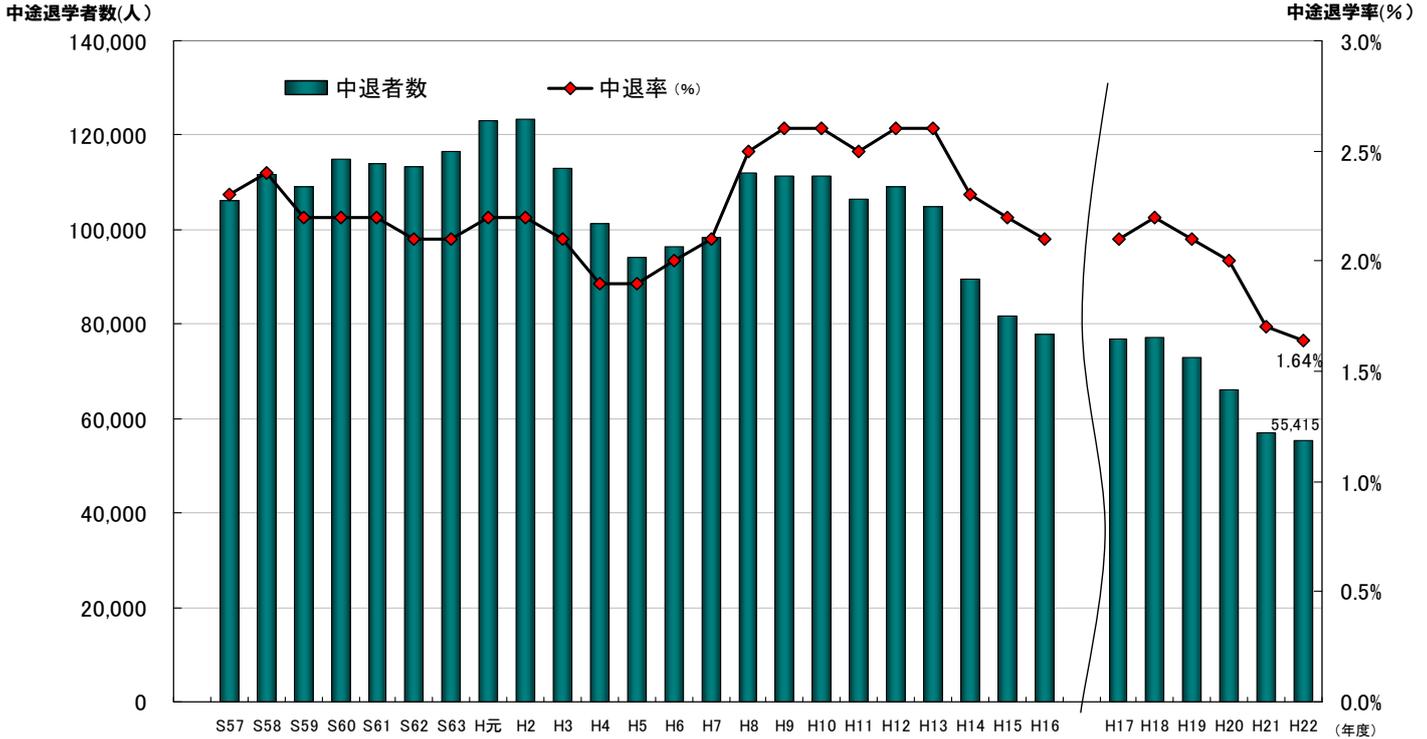
注1)22年度調査

注2)国立の中途退学者は1学年、10数名程度と非常に少ないため掲載を割愛

文部科学省 「平成22年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果

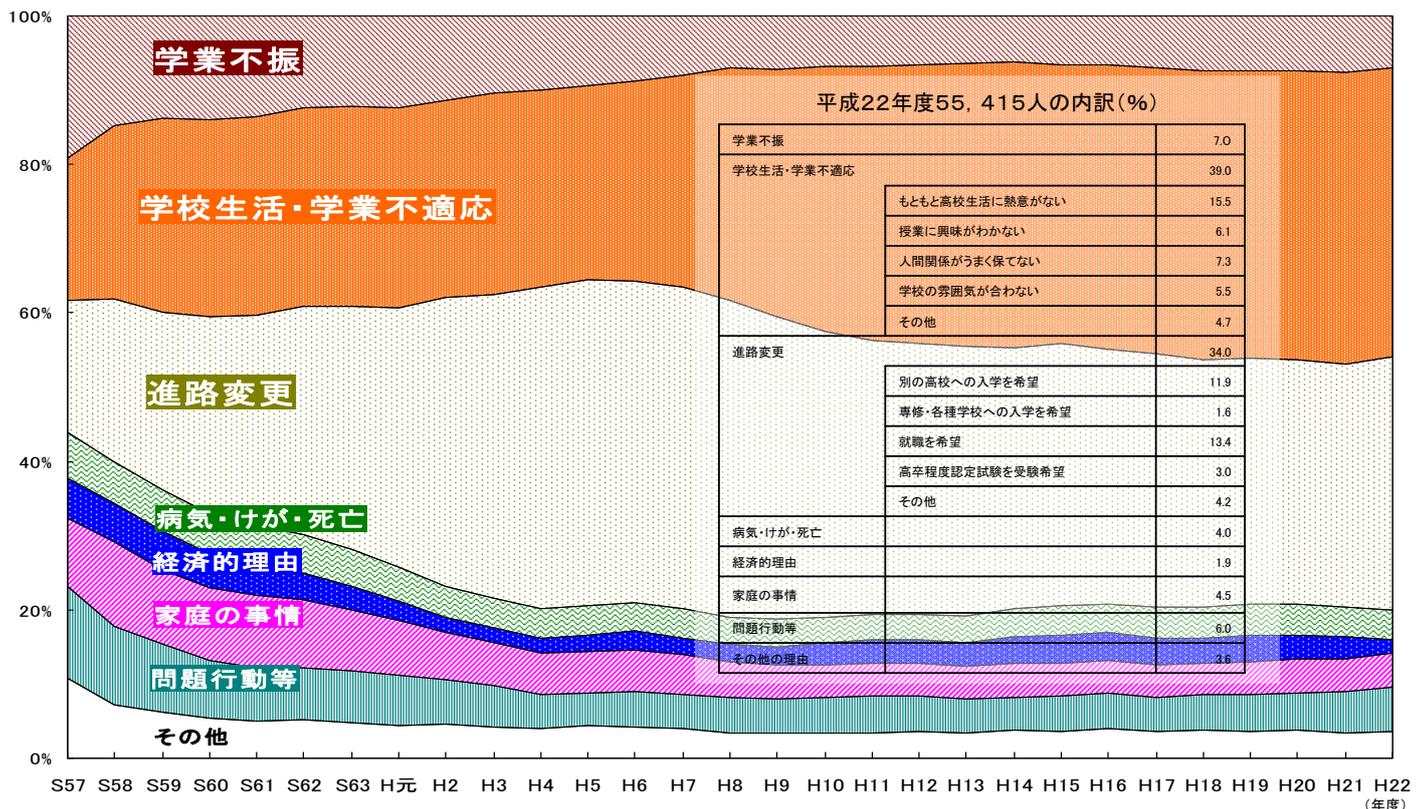
# 高等学校における中途退学者数と中途退学率の推移

平成22年度中途退学者数:55,415人 (前年度: 56,947人) (国公私)



(注1) 調査対象は、平成16年度までは公私立高等学校、平成17年度からは国公私立高等学校  
 (注2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合

# 高等学校における中途退学者の理由の推移



(注1) 調査対象は、平成16年度までは公私立高等学校、平成17年度からは国公私立高等学校

## 高等学校を中途退学する理由

「もともと高校生活に熱意がない」「人間関係がうまく保てない」ことを中途退学の理由としている者が、約2割存在

平成22年度55,415人の内訳(%)

事由	人数(人)	構成比(%)
学業不振	3,894	7.0
学校生活・学業不適応	21,639	39.0
(もともと高校生活に熱意がない)	(8,573)	(15.5)
(授業に興味がわからない)	(3,372)	(6.1)
(人間関係がうまく保てない)	(4,037)	(7.3)
(学校の雰囲気が合わない)	(3,071)	(5.5)
(その他)	(2,586)	(4.7)
進路変更	18,818	34.0
病気・けが・死亡	2,209	4.0
経済的理由	1,043	1.9
家庭の事情	2,487	4.5
問題行動等	3,316	6.0
その他の理由	2,009	3.6
計	55,415	100.0

(注) 中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択

文部科学省「平成22年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果

6

## 課程・学科・学年別中途退学者

○ 定時制の中途退学率が非常に高い。また、全日制の学科別では専門学科、総合学科、普通科の順に中途退学率が高い。

	全日制								定時制		計	
	普通科		専門学科		総合学科		計		中途退学者数(人)	中途退学率(%)	中途退学者数(人)	中途退学率(%)
	中途退学者数(人)	中途退学率(%)	中途退学者数(人)	中途退学率(%)	中途退学者数(人)	中途退学率(%)	中途退学者数(人)	中途退学率(%)				
1年生	14,258	1.8	7,227	2.9	578	2.7	22,063	2.1	4,260	21.3	26,323	2.5
2年生	8,747	1.2	4,099	1.7	363	1.8	13,209	1.3	1,616	10.8	14,825	1.5
3年生	2,774	0.4	1,202	0.5	192	1.0	4,168	0.4	790	6.3	4,958	0.5
4年生	-	-	-	-	-	-	-	-	332	4.1	332	4.1
単位制	1,205	1.0	179	1.2	1,468	1.5	2,852	1.2	6,125	10.2	8,977	3.1
計	26,984	1.1	12,707	1.7	2,601	1.6	42,292	1.3	13,123	11.3	55,415	1.6

文部科学省「平成22年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果

7

# 普通科における中途退学者のばらつき

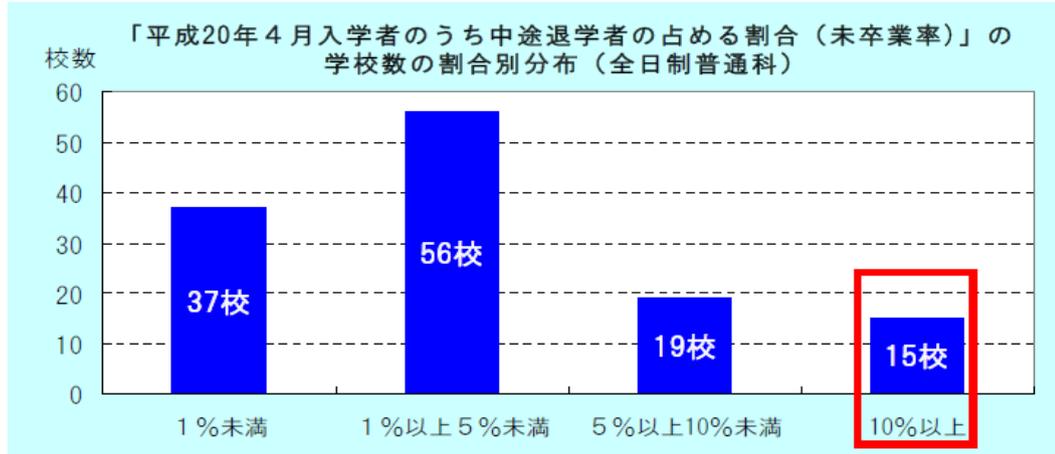
普通科より専門学科の方が未卒業率が高いが、一方、普通科の中でも、10%を超える未卒業率の高等学校もある。

## 学科別の状況

平成20年4月に全日制普通科の都立高校に入学した生徒の平成23年3月末の状況

	平成20年4月入学者数 (A)	Aのうち3年間の延べ中途退学者数 (B)	中途退学者の占める割合 未卒業率 (B/A)
普通科	30,969	1,261	4.1%
専門学科	7,177	895	12.5%

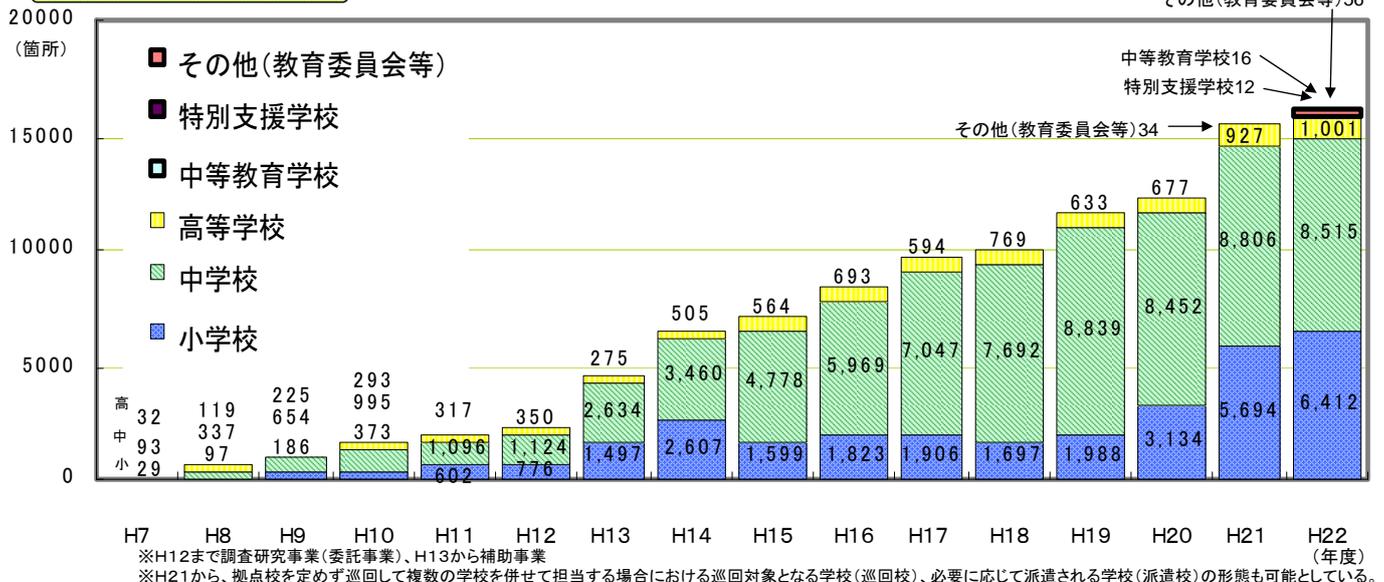
## 普通科の内訳



(出典)「都立高校と生徒の未来を考えるために～都立高校白書～(平成23年度版)」

# スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置状況

## スクールカウンセラー



## スクールソーシャルワーカー

(単位:人)

年度	配置実人数	都道府県教委 (教育事務所含む)	市区町村教委	小学校	中学校	高等学校	教育支援センター	その他
H20	944	109	233	348	270	0	43	-
H21	552	142	194	111	136	0	20	14
H22	614	188	246	95	119	3	20	4

※1人で複数の教育機関に配置される場合もあるため、各機関の配置人数の合計は、配置実人数とは一致しない。  
※H20は調査研究事業(委託事業)、H21から補助事業

## 不登校生徒の学校復帰等を支援する取組

### ○ 教育支援センター(適応指導教室)における取組の推進

不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行うため、「教育支援センター(適応指導教室)」を教育委員会が設置。【平成22年度 1, 265か所】

※小・中学校不登校児童生徒が対象の施設が多いが、高等学校不登校生徒を対象とする施設もある。

### ○ 指導要録上の出席扱いについての措置等

不登校児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合について、一定要件を満たすとき校長は指導要録上「出席扱い」にできることとする。

【平成21年3月12日付け初等中等教育局長通知(高等学校)】

また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度(いわゆる「学割」)の適用を受けることができることとする。

【平成21年3月12日付け初等中等教育局長通知(高等学校)】

10

## 不登校生徒に対する特別な教育課程の編成

### ○ 不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。【特区措置を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化】

※全国で11校を指定(うち高等学校は3校)

### ○ 高等学校の不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定

指定を受けた高等学校の全日制・定時制課程において、不登校生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により、36単位を上限として単位認定を行うことを可能とする。

【特区措置を平成21年3月31日付け初等中等教育局長通知により全国化】

※全国で4校を指定

11

# 公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金

(平成23年度予算額 3,922億円)  
平成24年度予算額(案) 3,960億円

## 趣旨

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償にするとともに、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減する。

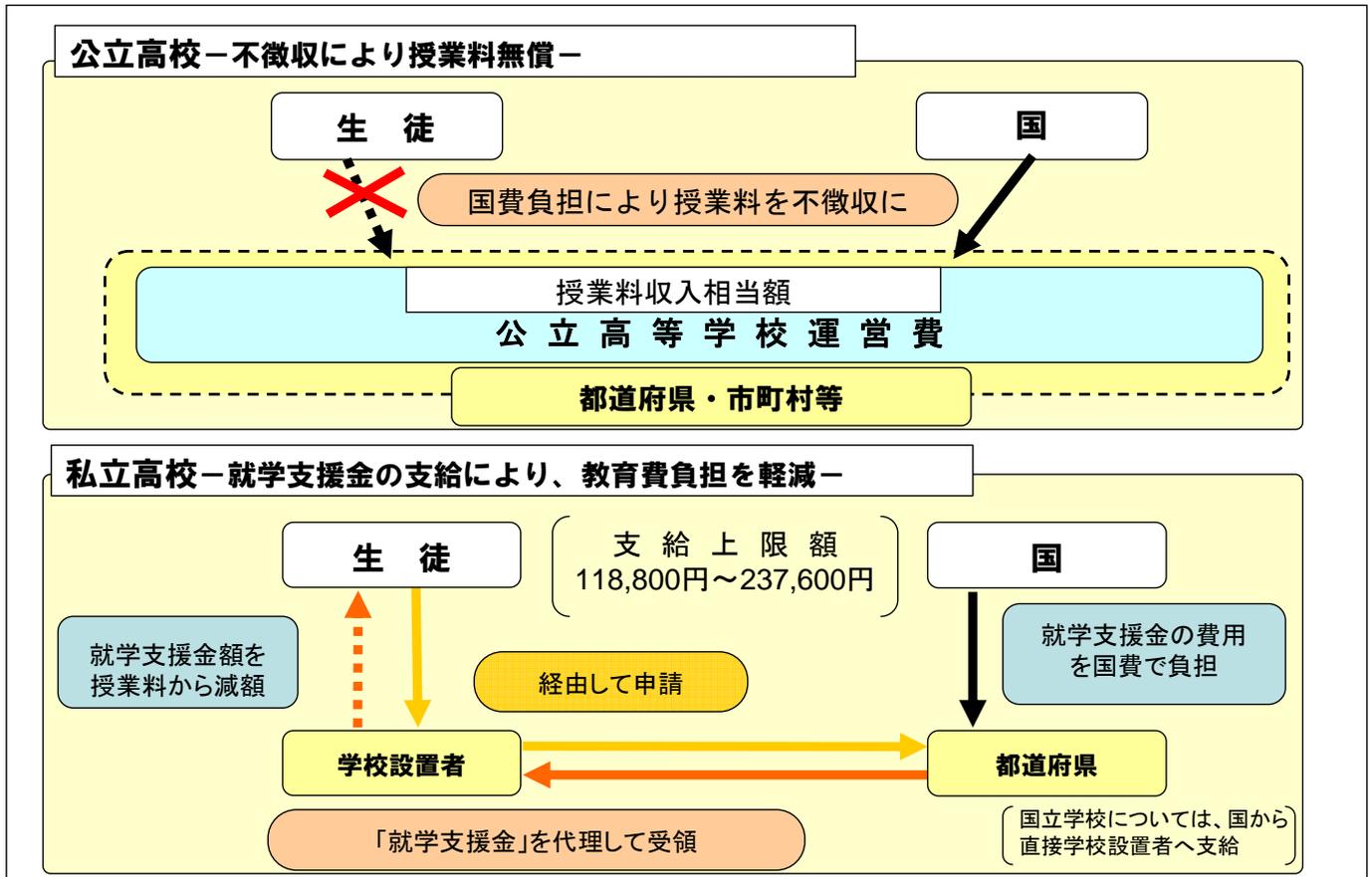
## 制度概要

- 対象となる学校種は、国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程及び各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの
- 公立の高等学校(中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)を含む。)については授業料を不徴収とすることに伴い、これまでの授業料に相当する経費を地方公共団体に対して国費により負担
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額(118,800円)を助成(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担の軽減を図る
- 私立学校に通う低所得世帯の生徒については、所得(市町村民税所得割額により判断)に応じて、助成金額を1.5～2倍した額を上限として助成する
 

年収250万円未満程度*	237,600円 (2倍)
年収250～350万円未満程度*	178,200円 (1.5倍)

【\*両親と子ども2人の世帯の場合を想定】

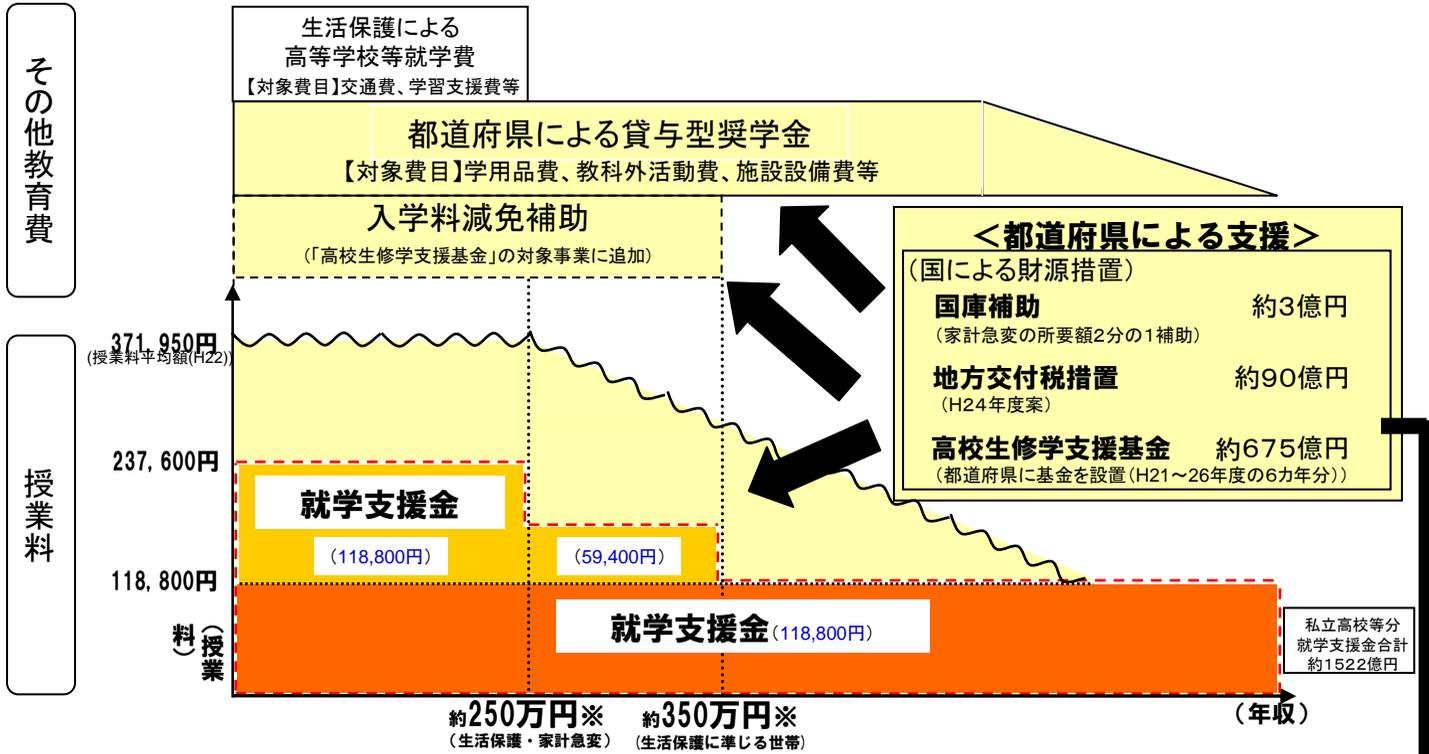
12



13

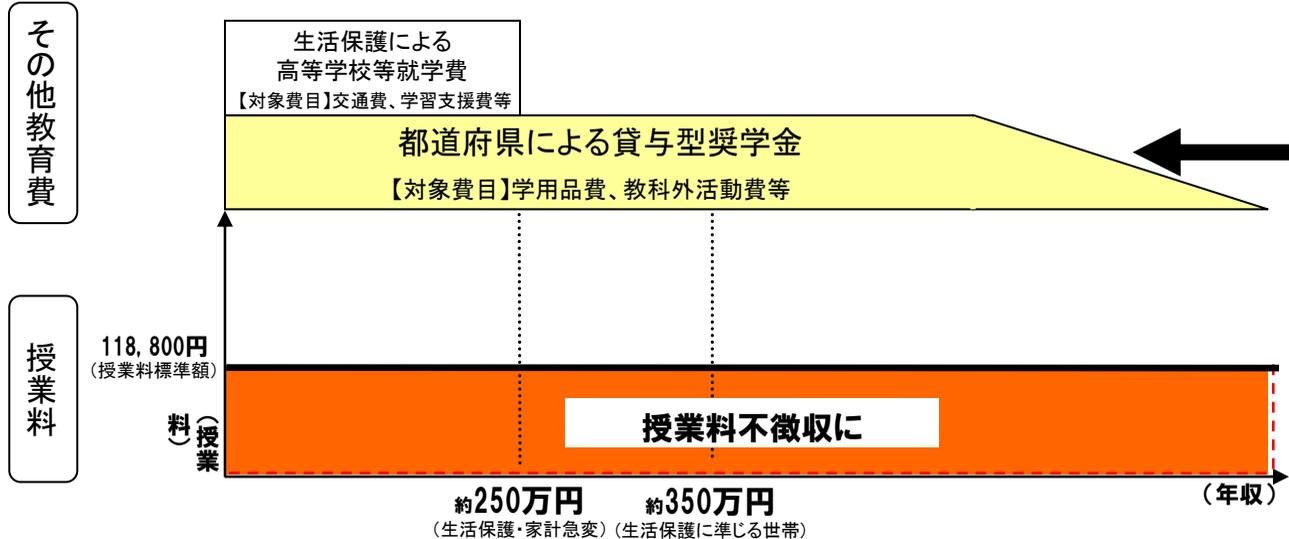
# イメージ図

## 私立高校



※ 収入については、市町村民税所得割で判断する。年収は、4人(両親と子ども2人)の世帯の場合の例

## 公立高校



# 公立高等学校における教職員定数について

## 高校標準法の教職員定数

高校標準法は、各学校ごとにおくべき教職員数の算定について規定することにより、設置者（都道府県又は市町村）ごとに置くべき高等学校の教職員の総数の標準を設置者が定めることを求めている。

対象学校種：公立高等学校（全日制・定時制・通信制）・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部  
 対象職種：校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員

## 定数算定の方法

### 【基礎定数】

生徒の収容定員や学科の種類等に基づき、学級担任や教科担任等の基礎的な教職員定数を算定。

(高校の定数算定例)

収容定員 (学級数)	全日制普通科					全日制工業科					(参考) 中学校
	教員	養護教員	実習助手	事務職員	計	教員	養護教員	実習助手	事務職員	計	計
81~120 (3)	9人	1人	—	1人	11人	12人	1人	3人	1人	17人	11人
201~240 (6)	17人	1人	1人	2人	21人	23人	1人	6人	3人	33人	14人
561~600 (15)	37人	1人	1人	4人	43人	45人	1人	8人	5人	59人	27人
921~960 (24)	55人	2人	1人	5人	63人	66人	2人	11人	5人	84人	44人

収容定員	通信制		
	教員	事務職員	計
98~143	6人	1人	7人
875~941	21人	3人	24人
2,412~2,511	39人	7人	46人

注1) 定時制については、学校規模(学年学級数)等が同じ場合、全日制とほぼ同数程度を算定。  
 注2) 例えば専門学科(農業、水産、工業、商業等)を置く学校に係る加算<sup>※1</sup>や学校規模に応じた加算<sup>※2</sup>等が行われている。  
 ※1: 全日制工業科(生徒201人以上)で4名以上の教員を加算など  
 ※2: 全日制の生徒321人以上で1名、561名以上で2名以上の教員を加算など

### 【加配定数】

学校が個々に抱える問題解決等のために、**特例的に定数を加算**。

○ 指導方法工夫改善(少人数指導)	約2,100人	
○ 生徒支援(学習指導・生徒指導・進路指導等)	約1,000人	
○ 普通科における職業系類型コースや多様な教科・科目開設	約400人	
○ 研修等定数	約2,500人	
○ 総合学科等における教育の充実	約7,000人	等
		15

## これまでの改善経緯

区分	第1次 S37~41	第2次 半数県 S42~46 半数県 S44~48	第3次 S49~53	第4次 S55~H3	第5次 H5~12	第6次 H13~17
内容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施等	小規模校・通信制課程の改善等	習熟度別学級編成等	全日制の普通科等40人学級の実施及び多様な教科・科目の開設等	少人数による授業等、特色ある高校への加配、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
改善増	11,573人	16,216人	7,116人	10,238人	23,700人	7,008人
自然増減	39,089人	△15,245人	15,738人	32,114人	△37,500人	△23,200人
差引計	50,662人	971人	22,854人	42,352人	△13,800人	△16,192人
学級編制の標準	50人	45人			40人	

(参考) ○ 後期中等教育における日本の教員1人当たり生徒数 **12.2人** (OECD各国平均13.5人)  
 (OECDインディケーター-2011)  
 ○ 教職員の実数が高校標準法を満たしていない県 **21県** (平成22年度)

## 公立高等学校の教職員の給与負担

- 公立高等学校の教職員給与費は**設置者(都道府県又は市町村)負担**。
- 国の特定財源による補助・負担金はなく、**全額地方の一般財源により支出**されている。具体的には、**高校標準法の教職員定数(基礎定数+加配定数)を基準財政需要額に算入し、地方交付税交付金により財源措置**。

地方交付税交付金は、教育費を含めた各地方団体毎の標準的な行政経費が地方団体の標準的な税収入の一定割合に満たない場合に、その差額を措置するものであり、国は交付に当たって条件をつけたり、用途を制限できない。

# 国立・私立高等学校における教職員に関する基準について

## 《全日制課程及び定時制課程における基準》

- 教諭の数等（高等学校設置基準第8条）
  - ・副校長又は教頭は、全日制又は定時制の課程ごとに1人以上とする。
  - ・主幹教諭、指導教諭、教諭の数は高等学校の収容定員を40で除した数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。
  - ・教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。
  - ・高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。
- 養護教諭等（高等学校設置基準第9条）
  - ・高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。
- 実習助手（高等学校設置基準第10条）
  - ・高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。
- 事務職員の数（高等学校設置基準第11条）
  - ・高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

## 《通信制課程における基準》

- 教諭の数等（高等学校通信教育規程第5条）
  - ・実施校（通信制課程を置く高等学校をいう（以下同様））における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。
  - ・教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。
  - ・実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。
- 事務職員の数（高等学校通信教育規程第6条）
  - ・実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

※ 高等学校設置基準及び高等学校通信教育規程は国・公・私立問わず、全ての高等学校に対して適用される。

17

## 定時制・通信制教育について

### ○定時制・通信制課程の生徒数の推移

定時制課程 H18 108,815人(全体の3.0%) → H22 116,236人(全体の3.3%)  
(うち63%は単位制の高等学校)

通信制課程 H18 182,517人(全体の5.0%) → H22 187,538人(全体の5.3%)  
(うち80%は単位制の高等学校)

(H18 高等学校計 3,677,030人) → (H22 高等学校計 3,556,231人)



近年、高等学校の生徒数が減少する中、定時制・通信制課程の生徒数は、**増加傾向**にある。

文部科学省「学校基本調査」より

### ○編入学者数・再入学者数

高等学校全体 7,960人  
うち 定時制 1,758人(全体の22.1%) 通信制 4,890人(全体の61.4%)



学びなおしをする高校生のうち、**約9割(88.5%)**が定時制・通信制課程において学びなおしの機会を得ている。

文部科学省「平成22年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

### ○不登校生徒数・率

定時制 16,788人、14.5% (高等学校計 55,707人、1.7%)

不登校生徒の割合について  
高等学校平均の**8.5倍**

### ○中途退学者数・率

定時制 13,123人、11.3% (高等学校計 55,415人、1.6%)

中退率について  
高等学校平均の**7.1倍**



定時制課程では、全日制課程に比べ、不登校生徒、中途退学者の割合が大きくなっている。

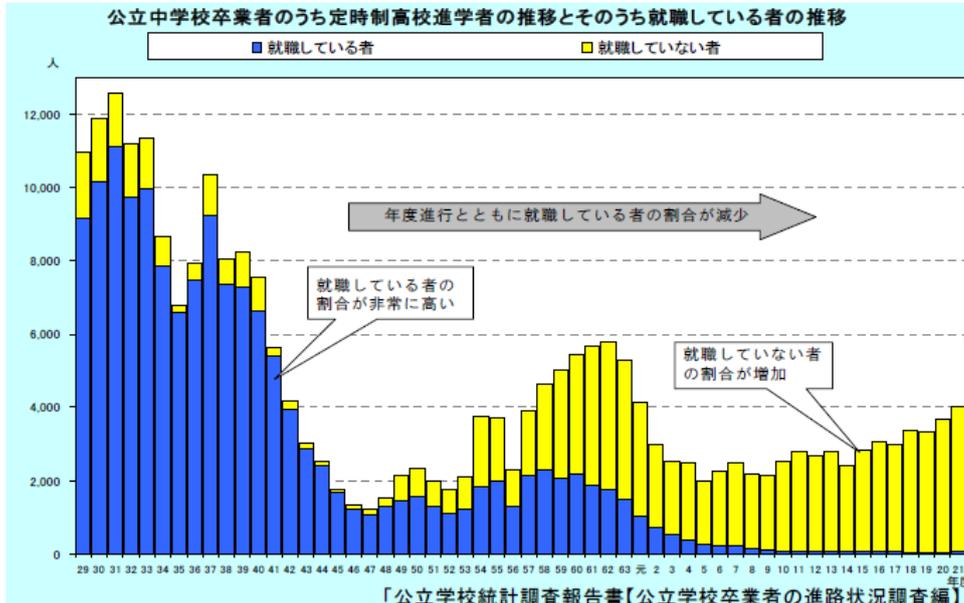
文部科学省「平成22年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

18

- 社会が変化する中、定時制・通信制高等学校への入学を希望する者は、従来からの勤労青少年だけではなく、様々な入学動機や学習歴を持つ者が多くなるなど、制度発足当初とは状況が大きく異なってきている。



定時制・通信制高等学校は、勤労青少年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な履修形態による高等学校教育を提供し、高等学校教育の普及と教育の機会均等の理念を実現する教育機関としての役割が求められている。



## 広域通信制高校について

### 《概要》

高等学校における広域の通信制の課程とは、「当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、他の2以上の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするもの」をいう。(昭和36年に制度化)

平成8年以降、年々増加傾向にあり、平成24年1月現在、30都道府県において、79校が設置されている。

※公立の広域通信制高校は、茨城県立水戸南高等学校(H18広域化)のみ

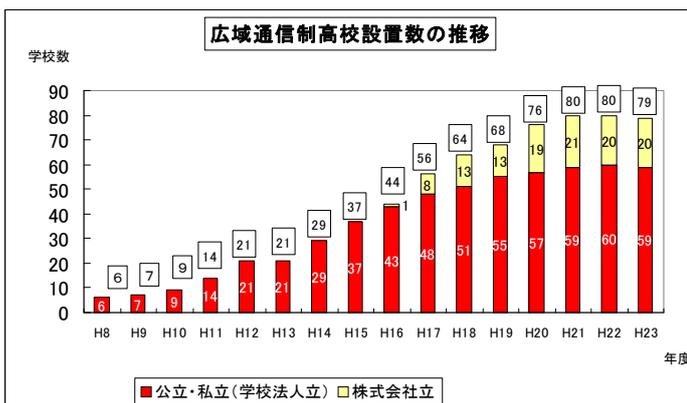
### 《制度創設の趣旨》

広域の通信制の課程は、

- ・通信制の課程は、常時通学を要しないため、全日制の課程や定時制の課程のように通学地域の制限を設けることは必ずしも必要ではないこと
- ・職業教育に関する学科を設けようとする場合など、学校経営上適切な規模に至るまで生徒数を確保するためには、都道府県の区域を越えて、その実施地域を拡大する必要があること

などから設けられたものである。

今日、離島やへき地など通学範囲に高等学校が置かれていない地域に居住する者に対して、高校教育を受ける機会を提供するとともに、高等学校を中途退学した者や進路変更に伴う転・編入学者、学習障害や発達障害を抱える者など、多様な入学動機・学習歴を持つ者の再チャレンジの場として、その意義が評価されている。



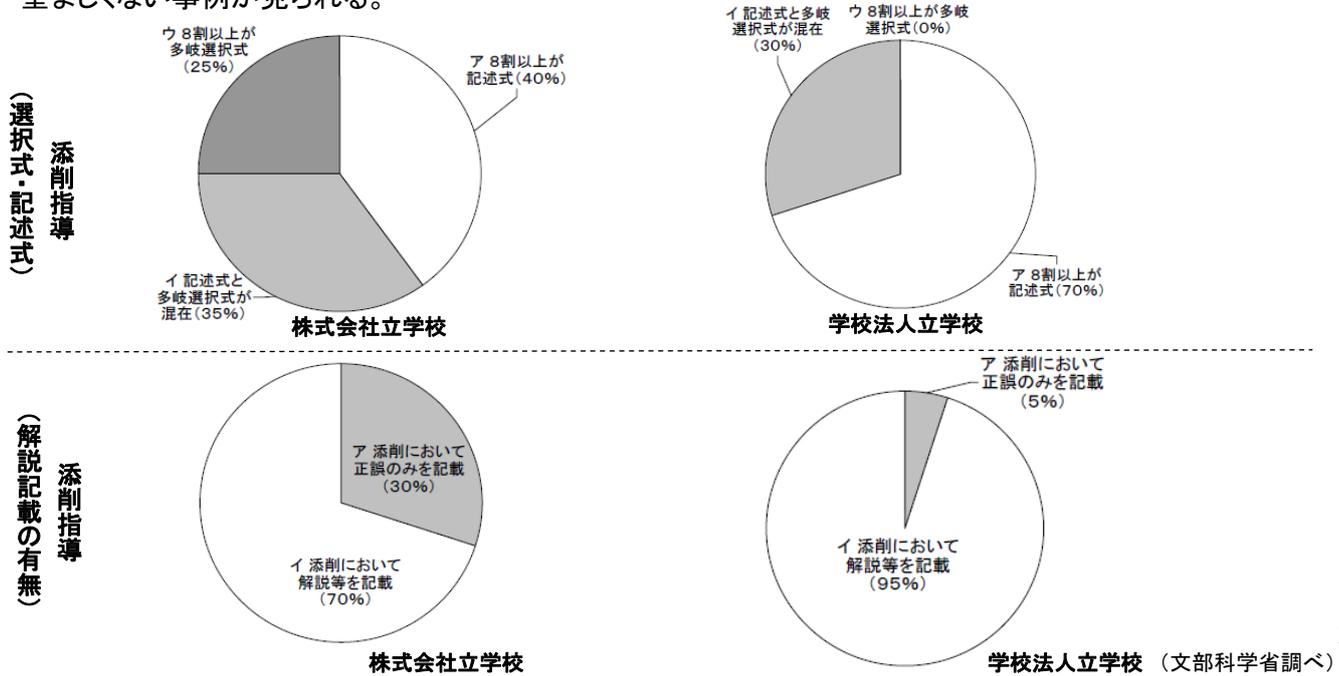
## 広域通信制課程に関して指摘されている主な課題

(所轄に関するもの)

- 他の都道府県に設置されている面接指導施設における教育活動の実態を把握することが難しい。

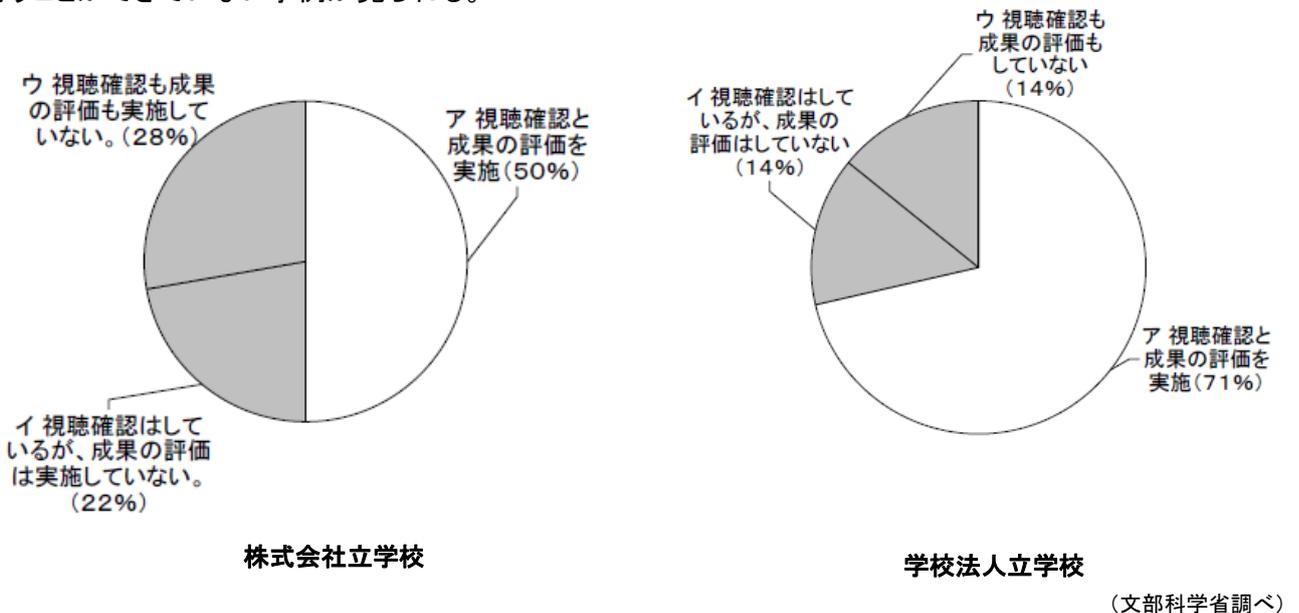
(教育方法に関するもの)

- ① 添削指導のほとんどを多肢選択式としていたり、添削において解説等を付さずに正誤のみ表記するなど望ましくない事例が見られる。



## 広域通信制課程に関して指摘されている主な課題

- ② 面接指導におけるメディアを利用した場合の減免措置を取り入れる場合に、学習の成果の評価を十分行うことができていない事例が見られる。



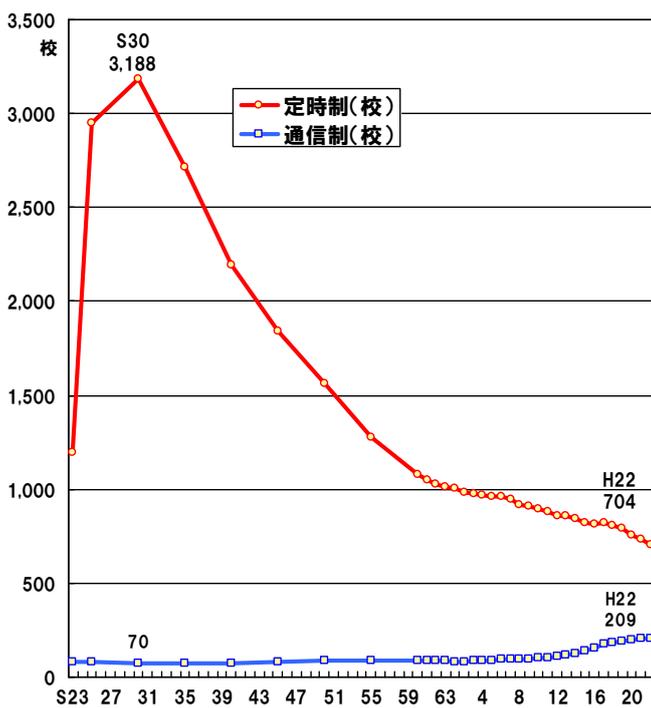
(その他)

- 民間教育施設であるサポート校の職員が添削指導を行っていると思われる事例が見られる。

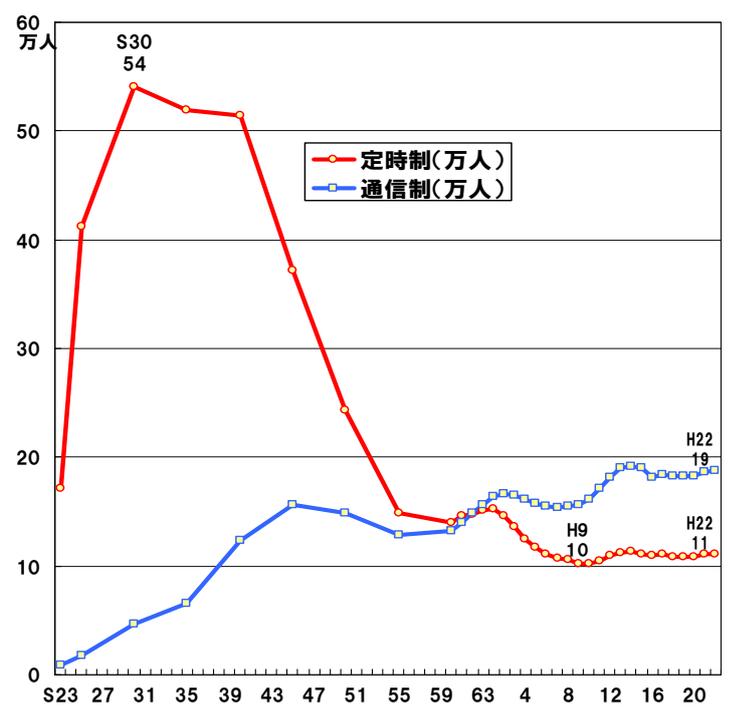
# 参考資料

## 定時制・通信制課程の学校数・生徒数 [推移]

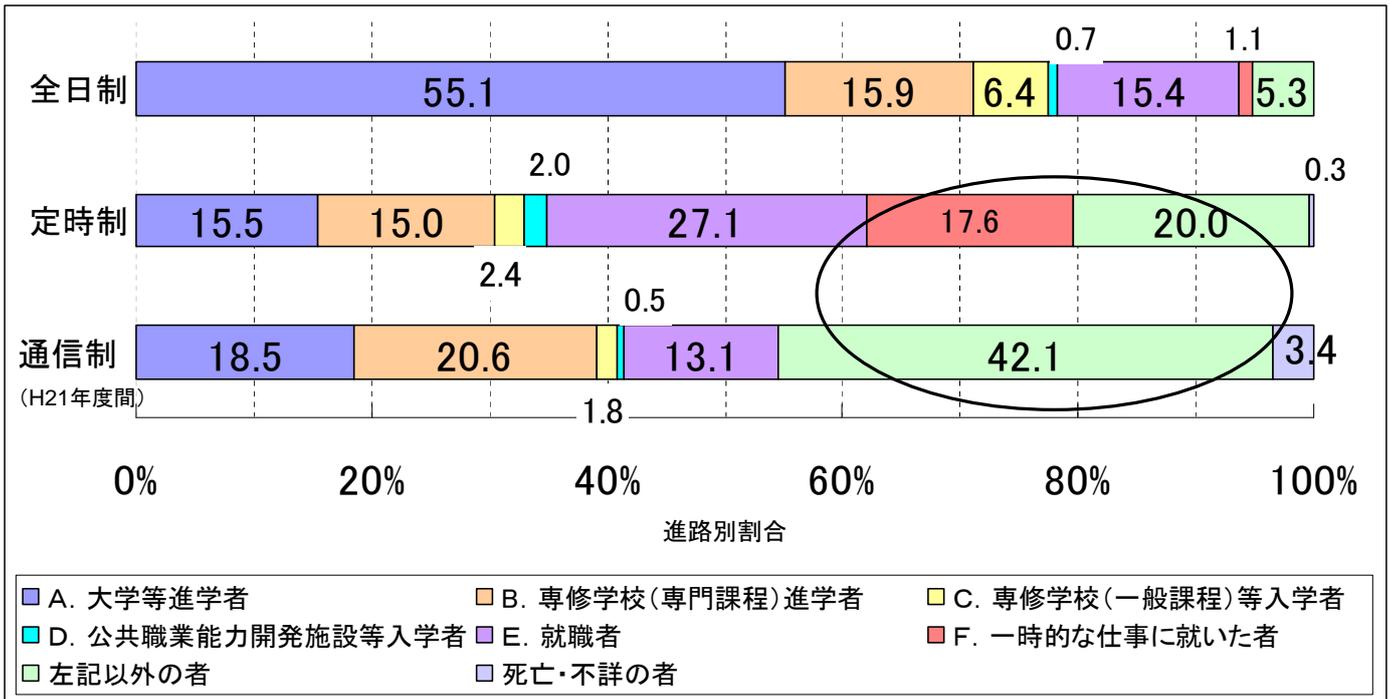
学校数



生徒数



## 高等学校卒業後の進路(課程別)



※全日制及び定時制課程については各年5月1日現在の状況を、通信制課程においては当該年度間の卒業者についての状況についての集計。  
 ※「左記以外の者」とは、家事手伝いをしている者、外国の高等学校に入学した者又はA～Fの各項目に該当しない者で、進路が未定であることが明らかな者をいう。ただし、通信制においては「一時的な仕事に就いた者」という調査項目はない。

(出典) 文部科学省「学校基本調査(平成22年度)」

## 通信制の課程における教育課程の特例について

### 高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)

#### 第1章 総則

#### 第7款 通信制の課程における教育課程の特例

通信制の課程における教育課程については、第1款から第6款まで(第4款、第5款の1並びに第5款の4の(4)のア及びイを除く。)に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間(1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ。)数の標準は、1単位につき次の表のとおりとするほか、学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものについては、各学校が定めるものとする。

各教科・科目	添削指導(回)	面接指導(単位時間)
国語, 地理歴史, 公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

## 通信制の課程における教育課程の特例について

- 2 総合的な学習の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。
- 3 面接指導の授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- 4 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。
- 5 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。